

## 栃木県塩谷町から本検討会への意見・要望

放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会

座長 浅野 直人 様

放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会に関する意見要望について

特措法施行状況検討会の浅野座長及び他委員の方々におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、常日頃より本町には、格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げますとともに、指定廃棄物の処理促進のため、ご活躍されていることに対しまして、心より厚く敬意を表します。

さて、特措法施行状況検討会（以下「検討会」という。）の場において、今回の意見書提出に至った経過について、述べさせていただきたいと思えます。

昨年9月28日 黒川 放射性物質汚染廃棄物対策室長が本町への新任挨拶時に来庁された際に、本町より検討会の開催状況について、疑義がございましたので、質問をさせていただきました。その内容は、現在行われている検討会において、以前のような形で関係する自治体に対して意見聴取を行うべきではないのかというものでした。

現在行われている検討会については、平成27年9月30日に公表された『放射性物質汚染対処特別措置法の施行状況に関する取りまとめ』において、制度の見直しについて、「特措法の基本的枠組みそのものは有効に機能しているところ、除染実施計画の終了の時期(平成29年3月)を目途に、改めて施策の進捗状況を点検した上で、必要な制度的手当等を行うべき。」とされたことによるものと認識をしておりました。しかしながら、環境省の考え方は、今回の検討会については、前回の取りまとめの中で指摘された補足的な事項を検討するというものでした。

上記取りまとめにおいて、「法制度を含めた総合的な検討の中で、改めて施策の進捗状況を点検した上で、必要な制度的手当等を行うべき」と記載されている旨を伝え、前回と同じように、特措法に基づく措置の実施者である関係自治体や住民の声を聞きながら、除染、中間貯蔵及び汚染廃棄物の状況等について、改め

て検討を行うべきではないかと強く要望いたしました。

同年 11 月 28 日 黒川 放射性物質汚染廃棄物対策室長が来庁された際に、現在、行われている検討会において、関係自治体への意見聴取を行わないことについて、次のような回答がありました。

「以前の特措法施行状況検討会において、関係する 500 余りの市町村に意見聴取を行ったが、以前とは情勢が変わっており（除染が進んだ等）、関係市町村全てに広く意見を聞く状況にはないと思っている。しかし、「貴町がどうしても意見を述べたいという強い意向がある場合は、検討会での議論に反映させたいと考えている。」と述べられました。

以上の経過から、以下の 3 点について、意見を申し述べさせていただきます。

## 1 平成 23 年 11 月に閣議決定された特措法の基本方針について

特措法が公布されて約 6 年 4 ヶ月経過いたしました。5 県のいずれの県においても最終処分場は建設されておられません。それには、特措法において、放射性物質の発生源を明確にせず、指定廃棄物は県内で発生したものであると定義付けを行い、さらには、原子力事業者の最終処分を免除し、東京電力の企業責任を曖昧にしてしまったことに原因があるのではないかと考えます。もともと、稲わらや牧草等は、放射性物質が放出されなければ資源物であったものです。

特措法成立時は、確かに事故後間もない混乱の最中でありました。しかしながら、福島第一原発事故から 6 年 7 ヶ月有余を過ぎた現在まで、どの県にも処分場が設置されていない現状をよく見つめ直し、その原因を究明し、大所(たいしょ)高所からの判断が必要であると考えます。そして、放射能は拡散させるのではなく、廃棄物の処理原則である集中処理に則(のっと)り、適地を選定することではないかと考えております。最終的には、排出者の責任を問うことを国の責任において決定していただき、この問題の発生者である東京電力に引き取っていただくことが最善の方策であると考えております。

## 2 施行状況検討会の会議運営について

第 6 回検討会において、伊藤副大臣は冒頭の挨拶のなかで、『委員の先生方に

は、施行後6年の法律の運用を全般的に点検していただきまして、制度見直しの可否を含めまして、大所高所から幅広く忌憚のないご意見と活発な議論を』と述べられております。

しかしながら、副大臣の言葉とは裏腹に、引き続きこの方針を進めて行くことを前提として、『進めるに当たっての留意点』を議論するよう設定されており、基本方針の継続ありきの手法をとっていると感じざるを得ません。

平成27年度取りまとめでは、『懸命に道筋を模索している最中の課題については、現行の制度的枠組みを見直すことがその解決に資するとは考え難いことから、地元理解の促進が図られるよう地元の立場や思いを十分理解した上で、更に丁寧な説明や対話を行っていく必要がある。』としていましたが、その後、2年が経過しても、5県の状況に大きな変化はありません。先にも述べましたが、その原因を究明しなければならないのではないのでしょうか。

さらには、昨年12月5日に開催されました衆議院の環境委員会において、大臣及び幹部から「県内処理の方針を堅持したい」という発言が何度もありました。検討会での検討結果が出されていない中で「方針堅持ありき」とも受け取れる発言に違和感を覚えると同時に、検討会での議論を蔑ろにしているように感じる答弁でありました。

### 3 福島県の中間貯蔵施設の30年以内の県外処分について

国は、福島県内における10万Bq/kgを超える放射性廃棄物について、貯蔵開始をしてから30年以内に県外に運び出すとして、その間、研究、技術開発、減容化、再生資源等を図るとしています。

特措法においては、指定廃棄物を含む汚染廃棄物と中間貯蔵施設の最終処分方法が異なり、合理的ではなく矛盾を感じます。2015年3月から中間貯蔵施設に搬入が開始されておりますので、2045年3月までには、県外に最終処分場を用地選定し、取得、施設整備をして、中間貯蔵施設に貯蔵する除染土壌等や10万Bq/kgを超える放射性廃棄物を搬出し終わらなければなりません。このことについて、国は、全国的な理解を醸成して、30年以内に県外処分するとしておりますが、はなはだ疑問であり難しいのではないかと思います。

以上の3点について、申し述べさせていただきましたが、特措法は、議員立法により平成23年8月26日可決成立、同年8月30日公布、平成24年1月1日から全面施行されました。

当時は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質(事故由来放射性物質)による環境の汚染が生じており、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響があることから、速やかに低減することが喫緊の課題でありました。福島第一原発事故によって大量の放射性物質が環境中に放出され、福島県を中心に広範囲にわたって環境汚染が生じましたが、特措法制定以前は、我が国には、このような事態に対応する法律が存在していなかったと認識しております。早急に対応しなければならず、冷静な判断や慎重な検討が難しい中において、内容等を精査せずに作らざるを得なかった法律であると理解しております。このために、特措法附則第5条において、「法律の施行後3年を経過した場合において、法律の施行の状況において検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。」と規定されているのではないのでしょうか。

また、特措法に基づく基本方針が平成23年11月11日に閣議決定され、指定廃棄物の処理は排出された都道府県内で行うとされております。このことを受けて、環境省は、平成24年3月30日に指定廃棄物の今後の処理の方針として、指定廃棄物が多量に発生し、保管が逼迫している都道府県(栃木、茨城、宮城、群馬、千葉県)では、平成26年度末を目途として、国が必要な処分場等を集約して設置するとした内容を公表しております。

しかしながら、法律が施行されてから6年4ヶ月が経過した今、なぜいずれの県にも最終処分場が出来ないのでしょうか。住民の理解が得ることが出来ないのでしょうか。それは、根本的に法律の本質を見直し、検討する必要があるからだと考えます。私たち末端市町村で行政に携わっている者からすれば、民意を軽視・無視していると言わざるを得ません。国は、地元住民、自治体等の意見等に対し、真摯に耳を傾け対応すべきであると思います。塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会が行った署名活動においては、特措法の基本方針の見直しに対して、全国から本町の人口の約15倍にあたる18万人を超えるの署名が集ま

っております。これだけの国民の民意を無視しても良いのでしょうか。

「県内処理」という基本方針が策定された当時は、事故後の混乱期の真最中でありました。もし、このまま「県内処理」が実施されれば、それが前例となってしまう、悪しき慣例になってしまいます。また、原発が再稼働されるなか、万が一、同じような事故が発生した場合、日本国中に最終処分場が設置されることになり、放射能に汚染された国になってしまいます。本町は、町民とともに苦しみを共有してきたことからこそ、同じ思いで苦しむ地域が現れることをなくしたいという強い思いでこの問題に取り組んでおりますので、ご理解をいただきたく思います。

昨年の7月28日 経済産業省より、原子力発電所から出る高レベル放射性廃棄物(核のごみ)の最終処分ができる可能性のある地域を示した日本地図『科学的特性マップ』が公表されました。平成12年に『特定廃棄物の最終処分に関する法律』が公布され、当初の候補地選定の基本方針は、処分地調査の受け入れ自治体を公募してきましたが、応募した自治体は高知県の東洋町のみであり、しかも、町議会に諮らず応募したことや、近隣市町村からも反対運動が起こるなどの大きな社会問題となり、最終的には名乗りを上げる自治体はありませんでした。そこで、平成27年5月、過去の政策を見直し、国が全面に立って、国民や地域と協力を得ていくため『地域の科学的特性』を提示するなどの新たな基本方針が決定されました。この基本方針を改定するまでに15年もの長い年月を要したところであります。

今、真に後世に禍根を残さないために、基本方針の見直しをするべきではないでしょうか。住民一人一人の立場に身を置いて、私たちの思いを汲んでいただき、政策及び法律見直し等の提言の取りまとめをしてくださるよう、心よりお願い申し上げます。

平成30年1月16日

栃木県塩谷郡塩谷町長

見形 和久

